# 中小企業政策審議会令 （平成十二年政令第二百九十五号）

#### 第一条（組織）

中小企業政策審議会（以下「審議会」という。）に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

##### ２

審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

#### 第二条（臨時委員等の任命）

臨時委員は、学識経験のある者のうちから、経済産業大臣が任命する。

##### ２

専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、経済産業大臣が任命する。

#### 第三条（委員の任期等）

委員の任期は、二年とする。  
ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

##### ２

委員は、再任されることができる。

##### ３

臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

##### ４

専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

##### ５

臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

#### 第四条（会長）

審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

##### ２

会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

##### ３

会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

#### 第五条（分科会）

審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

##### ２

前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、経済産業大臣が指名する。

##### ３

分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。

##### ４

分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。

##### ５

分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員又は臨時委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

##### ６

審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

#### 第六条（部会）

審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

##### ２

部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあっては、分科会長）が指名する。

##### ３

部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

##### ４

部会長は、当該部会の事務を掌理する。

##### ５

部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

##### ６

審議会（分科会に置かれる部会にあっては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

#### 第七条（幹事）

審議会に、幹事を置く。

##### ２

幹事は、関係行政機関の職員のうちから、経済産業大臣が任命する。

##### ３

幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

##### ４

幹事は、非常勤とする。

#### 第八条（議事）

審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

##### ２

審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

##### ３

前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

#### 第九条（庶務）

審議会の庶務は、中小企業庁事業環境部企画課において処理する。

#### 第十条（雑則）

この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

# 附　則

この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附則（平成一五年七月三〇日政令第三三七号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、下請中小企業振興法の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十六号）の施行の日（平成十五年十一月一日）から施行する。

# 附則（平成一七年四月一三日政令第一五三号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

# 附則（平成一七年九月九日政令第二九八号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、法の施行の日（平成十七年十月一日）から施行する。

# 附則（平成一八年六月八日政令第二一二号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、法の施行の日（平成十八年六月十三日）から施行する。

# 附則（平成一九年六月八日政令第一七八号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、法の施行の日（平成十九年六月十一日）から施行する。

# 附則（平成一九年六月二七日政令第一九四号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、法の施行の日（平成十九年六月二十九日）から施行する。

# 附則（平成二〇年七月一八日政令第二三四号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、法の施行の日（平成二十年七月二十一日）から施行する。

# 附則（平成二一年七月三一日政令第一九六号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、法の施行の日（平成二十一年八月一日）から施行する。

# 附則（平成二五年六月二八日政令第二〇五号）

この政令は、平成二十五年七月一日から施行する。

# 附則（平成二五年九月一九日政令第二七六号）

この政令は、小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十五年九月二十日）から施行する。

# 附則（平成二六年一月一七日政令第一三号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、法の施行の日（平成二十六年一月二十日）から施行する。

# 附則（平成二八年六月三〇日政令第二四八号）

この政令は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年七月一日）から施行する。

# 附則（令和二年九月一六日政令第二八六号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（次条第二項において「改正法」という。）の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。